

PRTR 制度の運用状況調査 環境省



環境省は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下、化管法)」が来年3月に施行7年を迎えるにあたり、化管法に基づく「化学物質排出移動量届出制度(以下、PRTR制度)」の運用状況、化学物質の管理に関する課題等を整理し、必要な措置について検討することを目的として、懇談会を開催することを決めました。これは法施行後7年を経過した際に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、とされていることによります。

この「化学物質排出把握管理促進法に関する懇談会」(座長:大塚直早稲田大学法学部教授)では、学識経験者や、地方自治体、産業界、NGOを委員とし、5回程度の会合の中で法の施行状況や問題点などについて多角的に検討し、今年9月を目途に報告書をまとめる予定です。

PRTR制度は、2000年3月に施行された化管法に基づき、人の健康や動植物に有害性のある354種類の化学物質(第1種指定化学物質)について、事業者が環境中への排出量や廃棄物に含まれる移動量を把握して届出を行い、国はその集計結果と届け出対象外の排出量の推計結果を公表するものです。

当社では、PRTR制度に基づく有機溶剤や化学物質等の分析を行っております。お気軽にご相談下さい。

資料 2006年4月27日付 環境省報道発表資料
2006年4月28日付 化学工業日報

機器分析箇所 山田悠貴